- 1. 件名: 高浜発電所 4 号機 蒸気発生器伝熱管の損傷に係る原因と対策について
- 2. 日時: 令和元年12月2日 14時00分~15時40分
- 3. 場所:原子力規制庁 2階会議室
- 4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、比企主任監視指導官、東原子 力規制専門員

長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門

坂本主任技術研究調査官、船田技術参与

関西電力株式会社(以下「関西電力」という。) 原子力事業本部 原子力保全担当部長 他12名

5. 要旨

- (1) 令和元年10月17日に発生した高浜発電所4号機の蒸気発生器(以下「SG」という。) 伝熱管の損傷について、同年11月28日に関西電力から、同事象の原因と対策に係る報告が提出されたことから、同報告の内容について説明を受けた。関西電力からの主な説明は以下のとおり。
 - 〇伝熱管の損傷については、SG伝熱管の粒界腐食割れ、ピッティング、管支持板との接触等ではなく、SG内発生物又はSG外流入物との接触による損傷の可能性があることを確認した。
 - ○SG内発生物に関する調査において、SG内部品が脱落した可能性はなく、 スラッジとの接触による減肉の可能性は低いことから、SG外から流入し た異物による摩耗減肉が発生した可能性が高いことを確認した。
 - ○A-SGの第一管支持板上で発見された金属片を調査したところ、SG伝 熱管との接触に伴う摺動痕がないことを確認した。
 - ○SG及び残留異物が滞留する可能性がある機器について、内部の目視検査等を実施した結果、当該金属片及びスラッジ以外の異物は確認されず、想定される異物はSGブローダウン系統から系外へ流出した可能性が高いことを確認した。
 - OSG伝熱管の損傷状況等から推定した異物及び伝熱管振動により、伝熱管に減肉が発生する可能性があることを確認した。
 - ○対策として、減肉したSG伝熱管の施栓により供用外とするとともに、S G内への異物混入防止対策を徹底する。
- (2)原子力規制庁より、以下の内容を含め公開会合の場で原因と対策を改めて 説明し、その後、意見交換を行うことを伝え、関西電力より了解した旨回答 があった。
 - ○本事象について、海外における類似事象を説明すること。

6. 提出資料

資料:高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について